年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福島地方第三者委員会分

1	今回の	あっ	せん	,等,	の概算	更

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 9件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 8件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 8件

国民年金関係 3件

厚生年金関係 5件

福島国民年金 事案 707

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 11 月から 37 年 10 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和16年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年11月から37年10月まで

私は、A市(現在は、B市)で国民年金の加入手続を行い、申立期間の 国民年金保険料を納付した。当時の国民年金保険料が 100 円だったことを 記憶している。申立期間が未納となっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と短期間である上、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間について、国民年金保険料を全て納付しており、国民年金と厚生年金保険との切替手続を複数回、適切に行っているなど、納付意識の高さがうかがわれる。

また、申立人と連続して国民年金手帳記号番号を払い出されている者の資格取得日から、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和37年4月頃に払い出されたものと推認でき、その時点で、申立期間の国民年金保険料については現年度納付が可能であったことから、納付意識の高い申立人が、加入手続を行いながら申立期間の国民年金保険料を納付しないことは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年 金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成 10 年 9 月 1 日から 13 年 6 月 1 日までの期間に係る標準報酬月額の記録については、10 年 9 月から 11 年 9 月までは 24 万円、同年 10 月から 12 年 9 月までは 22 万円、同年 10 月から 13 年 5 月までは 20 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料 (訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務 を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号:

生 年 月 日 : 昭和38年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年7月1日から13年6月1日まで 私が記憶している申立期間の報酬月額が、オンライン記録上の標準報酬 月額と違うので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立人の標準報酬月額については、A社の事業主が、報酬月額及び控除していた厚生年金保険料額が申立人とほぼ同額であるとしている同職種の同僚に係るB町が保管する住民税課税基礎資料から推認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額から、申立期間のうち、平成10年9月から11年9月までは24万円、同年10月から12年9月までは22万円、同年10月から13年5月までは20万円とすることが妥当である。

一方、申立人に係るオンライン記録によれば、平成7年10月から9年9月までの2年間の標準報酬月額は24万円と一定であり、申立人が所持する7年

10 月分の給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額と同額であることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

また、平成9年7月から10年8月までの期間の給与明細書を所持する同僚のオンライン記録上の標準報酬月額は、当該給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額と同額であることが確認でき、3年7月から10年8月までの期間(平成7年10月を除く。)については、申立人の厚生年金保険料控除額を確認できる給与明細書及び住民税課税基礎資料等の資料は無く、このほかに、オンライン記録上の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらないことから、当該期間について申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、前述の同職種の同僚の住民税課税基礎資料から推認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額とオンライン記録上の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、当該資料から推認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所(当時)は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録については、平成6年12月から7年9月までは28万円、同年10月から8年9月までは24万円、同年10月から9年9月までは26万円、同年10月から10年8月までは24万円、同年9月から11年9月までは26万円、同年10月から13年5月までは22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料 (訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務 を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和40年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年12月1日から13年6月1日まで 私が記憶している申立期間の報酬月額が、オンライン記録上の標準報酬 月額と違うので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立人の標準報酬月額については、A町が保管する住民税課税基礎資料から推認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額から、平成6年12月から7年9月までは28万円、同年10月から8年9月までは24万円、同年10月から9年9月までは26万円、同年10月から10年8月までは24万円、同年9月から11年9月までは26万円、同年10月から13年5月までは22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行につい

ては、前述の住民税課税基礎資料から推認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額とオンライン記録上の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、当該資料から推認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所(当時)は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成7年 12 月 1 日から 13 年 6 月 1 日までの期間に係る標準報酬月額の記録については、7年 12 月から8年9月までは22万円、同年10月から10年8月までは24万円、同年9月から11年9月までは22万円、同年10月から12年9月までは20万円、同年10月から13年5月までは24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料 (訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務 を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和39年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年6月30日から13年6月1日まで 私が記憶している申立期間の報酬月額が、オンライン記録上の標準報酬 月額と違うので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立人の標準報酬月額については、A町が保管する住民税課税基礎資料から推認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額から、申立期間のうち、平成7年12月から8年9月までは22万円、同年10月から10年8月までは24万円、同年9月から11年9月までは22万円、同年10月から12年9月までは20万円、同年10月から13年5月までは24万円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、平成6年12月から7年11月までの期間について

は、前述の住民税課税基礎資料から推認できる当該期間の厚生年金保険料の総額が、オンライン記録上の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の総額を下回っていることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

また、平成4年6月から6年11月までの期間については、申立人の厚生年金保険料控除額を確認できる給与明細書及び住民税課税基礎資料等の資料は無く、このほかに、オンライン記録上の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらないことから、当該期間について申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、前述の住民税課税基礎資料から推認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額とオンライン記録上の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、当該資料から推認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所(当時)は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録については、平成7年8月から8年11月までは26万円、同年12月から10年8月までは24万円、同年9月から13年5月までは22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料 (訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務 を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和32年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年8月1日から13年6月1日まで 私が記憶している申立期間の報酬月額が、オンライン記録上の標準報酬 月額と違うので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立人の標準報酬月額については、A町が保管する住民税課税基礎資料から推認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額から、平成7年8月から8年11月までは26万円、同年12月から10年8月までは24万円、同年9月から13年5月までは22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、前述の住民税課税基礎資料から推認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額とオンライン記録上の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、当該資料から推認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結

果、社会保険事務所(当時)は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録については、平成7年12月から8年9月までは24万円、同年10月から9年11月までは26万円、同年12月から11年9月までは24万円、同年10月から12年9月までは22万円、同年10月から13年5月までは20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料 (訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務 を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和24年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年12月1日から13年6月1日まで 私が記憶している申立期間の報酬月額が、オンライン記録上の標準報酬 月額と違うので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立人の標準報酬月額については、A町が保管する住民税課税基礎資料から推認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額から、平成7年12月から8年9月までは24万円、同年10月から9年11月までは26万円、同年12月から11年9月までは24万円、同年10月から12年9月までは22万円、同年10月から13年5月までは20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、前述の住民税課税基礎資料から推認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額とオンライン記録上の標準報酬月額が長期間

にわたり一致していないことから、事業主は、当該資料から推認できる厚生 年金保険料控除額又は報酬月額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結 果、社会保険事務所(当時)は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料につ いて納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履 行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成10年9月1日から16年8月28日までの期間に係る標準報酬月額の記録については、10年9月から14年11月までは24万円、同年12月から16年4月までは26万円、同年5月は24万円、同年6月は26万円、同年7月は22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料 (訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務 を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和41年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年5月6日から16年8月28日まで 私が記憶している申立期間の報酬月額が、オンライン記録上の標準報酬 月額と違うので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立人の標準報酬月額については、申立期間のうち、平成10年9月から14年11月までは、A社の事業主が、報酬月額及び控除していた厚生年金保険料額が申立人とほぼ同額であるとしている同職種の同僚が所持する給与明細書及び当該同僚に係るB町が保管する住民税課税基礎資料において確認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額から24万円とし、同年12月から16年7月までは、同社が保管する申立人の15年及び16年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿において確認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額から、14年12月から16年4月までは26万円、同年5月は24万円、同年6月

は26万円、同年7月は22万円とすることが妥当である。

一方、平成9年7月から10年8月までの期間については、同職種である前述の同僚のオンライン記録上の標準報酬月額は、前述の給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額と同額であることが確認でき、6年5月から10年8月までの期間については、申立人の厚生年金保険料控除額を確認できる給与明細書、住民税課税基礎資料及び給与所得に対する所得税源泉徴収簿等の資料は無く、このほかに、オンライン記録上の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらないことから、当該期間について申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、前述の資料において確認又は推認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額とオンライン記録上の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、当該資料において確認又は推認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所(当時)は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和42年10月9日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和14年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年11月9日から42年10月頃まで

私は、昭和41年8月1日から42年10月頃までA社が経営するB市C駅前の事業所にD業務担当として継続して勤務していたものの、オンライン記録では、同社において41年11月9日に厚生年金保険被保険者資格を喪失したことになっている。申立期間について、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の同僚で、昭和 42 年 10 月 8 日にA社において被保険者資格を喪失したD業務担当者は、「自分がA社を辞めた時、申立人はまだ勤務していた。」と述べている上、当該事業所の当時の支配人は、「当該D業務担当の同僚とほぼ同時期に申立人も辞め、D業務担当者が減って困った記憶がある。」と述べていることから、申立人は、申立期間において同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、前述の支配人は、「D業務担当者は全て正社員として入社させており、申立人については、雇用形態に変更は無かったことから、申立期間において、厚生年金保険被保険者資格を喪失させるとは考え難い。」と述べていることから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

なお、前述のD業務担当の同僚及び支配人の証言から、申立人のA社にお

ける資格喪失日は、当該同僚の資格喪失日(昭和 42 年 10 月 8 日)の翌日である昭和 42 年 10 月 9 日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和 41年 10月の社会保険事務所(当時)の記録から、4万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか 否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、 明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業 主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対 して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無 いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和 48 年 7 月 21 日に A社 (現在は、B社) における 厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所 (当時) に対し行ったことが認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険 者資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、4万8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 28 年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年8月19日から48年7月21日まで 私は、A社C工場を昭和48年7月20日に退職したにもかかわらず、同 社における厚生年金保険被保険者資格喪失日は47年8月19日となってい る。何らかの手違いではないかと思うので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された退職者一覧台帳に記載された退職日及び申立人に係る 雇用保険の加入記録における離職日は、昭和 48 年 7 月 20 日であることから、 申立人は、申立期間において、A社C工場に勤務していたことが認められる。

一方、A社に係る昭和47年8月の随時改定が記載された健康保険厚生年金保険被保険者名簿(以下「昭和47年書換え前被保険者名簿」という。)では、申立人の資格喪失日は、同年8月19日となっており、当該被保険者名簿を書き換えたものと考えられる48年8月の随時改定が記載された同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の氏名は無い。また、B社から提出された申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書には、申立人の退職日の翌日である同年7月21日が資格喪失日として記載されているにもかかわらず、当該資格喪失日に二重線が引かれ、「47.8.19喪失済」と記載されていることが確認できる。

しかしながら、B社から提出された退職者一覧台帳及び健康保険厚生年金 保険被保険者資格喪失確認通知書によれば、「昭和47年書換え前被保険者名 簿」に申立人の資格喪失日として記載されている昭和 47 年8月 19 日は、当該被保険者名簿において健康保険の整理番号が申立人と1番違いの同僚の資格喪失日であることが確認できるにもかかわらず、当該同僚については、本来、資格喪失日が記載されるべき当該被保険者名簿の資格喪失日欄は空欄であることから、社会保険事務所が、当該同僚の資格喪失日を誤って申立人の資格喪失日欄に記載したものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和 48 年 7 月 21 日に被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る前述の健康保険 厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書に記載された標準報酬月額から、 4万8,000円とすることが妥当である。

福島国民年金 事案 708 (事案 257 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から41年10月までの国民年金保険料については、 納付していたものと認めることはできない。

また、申立人の昭和41年11月から42年3月までの国民年金保険料については、重複して納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和9年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年4月から41年10月まで

② 昭和41年11月から42年3月まで

役場から、「今、国民年金保険料を納付しないと、将来年金を受け取れなくなる。」との内容の通知が届いたため、申立期間の夫婦二人分の国民年金保険料を、一括して、役場の年金係に現金で納付した。その時期は、昭和41年の春頃だったかと思う。

申立期間は、法定免除期間として記録されていると言われたが、法定免除期間は、昭和39年度までであり、記録には不自然な点がある。

また、昭和41年11月から42年3月までの国民年金保険料については、 重複して納付したので、還付してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) A町の国民年金被保険者名簿によれば、申立人は、申立期間に生活保護を受け、申立期間は法定免除期間として管理されていたことが確認できることから、申立人に対し、同町が国民年金保険料の納付督励を行ったとは考え難いこと、ii) 申立人が所持する国民年金手帳には、申立期間の国民年金保険料の納付を示す検認印が押されていないことなどから、既に当委員会の決定に基づき平成 20 年8月 25 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てに当たり、申立人は、法定免除期間は、昭和39年度までであり、記録には不自然な点があると述べているところ、今回、A町の当時の国民年金被保険者名簿の原本を確認しても、申立期間が法定免除期間として管

理されていた記録に不自然な点は見当たらない。

また、申立期間当時、A町で国民年金に係る業務を担当していた元職員に 照会しても、申立人の主張を確認できる関連資料及び回答を得ることはでき なかった。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付した際に国民年金手帳を提出したと述べているところ、A町では、申立期間当時は国民年金手帳を同町役場で預かっていたとしており、前述の国民年金被保険者名簿にも、「手帳保管」との押印が確認できる。

このほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間のうち、昭和40年4月から41年10月までの国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。また、申立人は、申立期間のうち、同年11月から42年3月までの国民年金保険料を重複して納付していたものと認めることはできない。

福島国民年金 事案 709 (事案 258 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から41年10月までの国民年金保険料については、 納付していたものと認めることはできない。

また、申立人の昭和41年11月から42年3月までの国民年金保険料については、重複して納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和9年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年4月から41年10月まで

② 昭和41年11月から42年3月まで

役場から、「今、国民年金保険料を納付しないと、将来年金を受け取れなくなる。」との内容の通知が届いたため、申立期間の夫婦二人分の国民年金保険料を、一括して、役場の年金係に現金で納付した。その時期は、昭和41年の春頃だったかと思う。

申立期間は、法定免除期間として記録されていると言われたが、法定免除期間は、昭和39年度までであり、記録には不自然な点がある。

また、昭和41年11月から42年3月までの国民年金保険料については、 重複して納付したので、還付してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) A町の国民年金被保険者名簿によれば、申立人は、申立期間に生活保護を受け、申立期間は法定免除期間として管理されていたことが確認できることから、申立人に対し、同町が国民年金保険料の納付督励を行ったとは考え難いこと、ii) 申立人が所持する国民年金手帳には、申立期間の国民年金保険料の納付を示す検認印が押されていないことなどから、既に当委員会の決定に基づき平成 20 年8月 25 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てに当たり、申立人は、法定免除期間は、昭和39年度までであり、記録には不自然な点があると述べているところ、今回、A町の当時の国民年金被保険者名簿の原本を確認しても、申立期間が法定免除期間として管

理されていた記録に不自然な点は見当たらない。

また、申立期間当時、A町で国民年金に係る業務を担当していた元職員に 照会しても、申立人の主張を確認できる関連資料及び回答を得ることはでき なかった。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付した際に国民年金手帳を提出したと述べているところ、A町では、申立期間当時は国民年金手帳を同町役場で預かっていたとしており、前述の国民年金被保険者名簿にも、「手帳保管」との押印が確認できる。

このほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間のうち、昭和40年4月から41年10月までの国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。また、申立人は、申立期間のうち、同年11月から42年3月までの国民年金保険料を重複して納付していたものと認めることはできない。

福島国民年金 事案 710

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年9月から58年12月までの期間及び59年6月から60年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和37年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年9月から58年12月まで

② 昭和59年6月から60年3月まで

将来、年金が受け取れなくなるとのことで、申立期間の国民年金保険料を納付するように通知が届いたため、社会保険事務所(当時)に行った。 その際、「未納期間のうち1か月分は国民年金保険料を納付できないので、 年金を受け取る際にその点は覚えておいてほしい。」との説明を受け、それ以外の納付できる期間の国民年金保険料を、親から10万円以上の現金を借りてまとめて納付した。

申立期間が未納となっているのはおかしいので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、国民年金被保険者台帳管理簿によれば、申立人の 国民年金手帳記号番号は、昭和60年6月に払い出されていることが確認でき、 この時点で、申立期間①の一部の国民年金保険料は時効により納付すること ができない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかが わせる事情も見当たらない。

また、申立期間①のうち、昭和58年10月から同年12月までの国民年金保険料は、61年2月に一旦納付されたものの、納付日が時効後であったために、同年2月20日付けの充当還付決議により59年4月及び同年5月の国民年金保険料に充当され、残金を還付された記録となっている。

申立期間②については、申立人は、未納の通知が届いたために納付することが可能だった期間について、まとめて国民年金保険料を納付したと述べているところ、前述の充当還付決議の記録から、申立人がまとめて納付したの

は、昭和58年10月から59年3月までの国民年金保険料であったものと考えられる上、申立人の当該納付に係る納付時期、納付回数及び納付金額等の記憶は曖昧である。

また、申立人が、申立期間について国民年金保険料を納付していたことを 示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の国民年金 保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険 料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和5年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年1月頃から同年3月1日まで

② 昭和26年4月21日から27年3月25日まで

③ 昭和32年2月頃から同年8月12日まで

申立期間①及び②については、私は昭和 26 年 1 月末頃から 27 年 3 月 25 日まで、A社及び同社が名称変更した後のB社に継続して勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険被保険者期間は、26 年 3 月 1 日から同年 4 月 21 日までの期間だけである。

申立期間③については、私は昭和32年2月末頃にC社に入社し勤務していた。

申立期間について、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、同僚の記憶から、申立人がA社に勤務していたことは推認できるものの、具体的な勤務期間を特定することができない。

また、A社及びB社の承継事業所であるD社の事業主に照会しても、申立期間①に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び回答を得ることはできなかった。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によれば、同社において被保険者資格を取得した者は、同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和25年4月1日に64人、同年7月1日に20人、同年10月1日に17人、同年12月1日に16人、26年3月1日に申立人を含む3人、同年3月8日に22人であることが確認できるところ、同僚は、「A社では、従業員を随時、募集・採用しており、定期的にまとまった人数を一括して採用することは無かった。」と述べていることから、同社では、当時、一定期間

内に採用した者についてまとめて被保険者資格を取得させていた状況がうか がえる。

申立期間②については、同僚及び前述の承継事業所であるD社の事業主に 照会しても、申立期間②に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除 について確認できる関連資料及び回答を得ることはできなかった。

また、A社は、倒産により昭和 26 年4月 21 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業再開によりB社として、同年9月1日に適用事業所となっていることから、申立期間②のうち、同年4月 21 日から同年9月1日までの期間においては、両社とも適用事業所となっていない。

さらに、B社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿には、申立期間②のうち、同社が適用事業所となった昭和 26 年 9 月 1 日から 27 年 3 月 25 日までの期間において、申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も無い。

申立期間③については、同僚の記憶から、入社時期は特定できないものの、 申立人は、当時、C社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、C社の事業主は、「当時、正社員になるまでの期間については、厚生年金保険に加入させなかったと思われる。」と述べている。

また、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、入社時期を記憶している複数の同僚の資格取得日は、それぞれの記憶する入社時期の4か月から1年半程度後になっていることが確認できる。

さらに、申立期間に係る厚生年金保険料の控除についての申立人の記憶は 定かではなく、このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除を うかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険 料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和7年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年5月2日から同年11月21日まで

私は、A社に勤務していた時にB社の部長に誘われ、C市D町にあるE 社の事務所で勤務することになった。部長に連れて行かれた先の事務所の 看板には「F社」とあり、部長が、私の厚生年金保険の手続を行うように 従業員に命じていたことを記憶している。

給与はE社又はF社から支払われていたと思うので、調査の上、申立期間について、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

E社の当時の従業員の記憶及び当時の状況についての申立人の具体的な記憶から、申立人がC市D町の事務所で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、前述の従業員は、「申立人が述べているC市D町の事務所は、E社では管理しておらず、申立人が個人で事業を請け負ったと聞いている。申立人が同社の従業員となったことは無い。」と述べており、申立人がE社の従業員として同社から給与を支給されていた事情はうかがえない。

また、E社の当時の事業主は既に死亡しており、申立人の申立期間に係る 厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

さらに、E社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立期間に おいて、健康保険の整理番号に欠番は無く、申立人の被保険者原票も確認で きない。

加えて、F社に係る商業登記簿謄本は見当たらない上、適用事業所名簿及びオンライン記録において、同一又は類似の適用事業所名は無く、同社が厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる

関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険 料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和27年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年5月25日から59年4月11日まで 私は、昭和54年11月1日から59年10月31日までA社(現在は、B 社)に勤務していたが、申立期間の厚生年金保険加入記録が無い。申立期間も継続して勤務していたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私は、申立期間にA社に継続して勤務していた。」と主張しているところ、申立期間当時のA社の工場長で、B社の現在の社長は、「申立人は、申立期間に一旦退職した後、1年程度して再度、入社した。」と述べている上、同僚は、「私が休職する昭和59年3月時点では申立人はおらず、休職明けの同年7月頃には申立人が勤務していたことを記憶している。」と述べており、申立人が、申立期間において、A社に勤務していたとは考え難い。

また、C市によれば、申立人は、昭和 58 年 5 月 25 日に国民健康保険被保険者資格を取得し、59 年 4 月 12 日に被保険者資格を喪失しており、申立期間に係る国民健康保険の加入記録が確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険 料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和21年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年2月頃から46年1月頃まで

② 平成12年9月1日から13年12月5日まで

私は、申立期間①は、A社(現在は、B社)に、申立期間②は、C社(現在は、D社)にそれぞれ勤務していたが、両期間とも厚生年金保険の加入記録が無いので、調査の上、申立期間について、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、複数の同僚は、「申立人が勤務していたことは確かだが、勤務期間は分からない。」と述べている上、申立期間①に係る雇用保険の加入記録も無く、申立人の具体的な勤務期間を特定することができない。

また、A社の当時の役員に勧誘されて入社したとする複数の同僚は、「入社当初から厚生年金保険に加入していた。」旨を述べている一方、申立人は、入社の経緯について、勧誘ではなく自らの希望であったとしている上、申立人と同様に農業を兼業していた同僚は、「短時間勤務ではなかったが、当初、会社から厚生年金保険の話は無かった。組合活動を経てようやく厚生年金保険に加入できた。」と述べており、同社では、厚生年金保険の適用について、一律の取扱いを行っていなかったことがうかがえる。

さらに、B社の事業主に照会しても、同社では、申立期間①当時の関連資料を保管しておらず、申立期間①に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び回答を得ることはできなかった。

申立期間②については、C社の当時の親会社であるE社から提出された社員基本情報リスト及び申立人に係る雇用保険の加入記録により、申立人が、

申立期間②において、C社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、E社から併せて提出された社員属性情報リストの申立人の欄には、厚生年金保険被保険者番号、報酬月額及び資格取得日が記載されておらず、空欄となっているところ、申立期間②において、厚生年金保険被保険者資格を取得している同僚については、これらの項目が記載されており、オンライン記録上の被保険者記録とも一致していることが確認できる。

また、E社の当時の事務担当者は、「申立人は、短時間勤務を希望していたため、厚生年金保険に加入させなかった。」と述べている。

さらに、F市によれば、申立人は、昭和60年4月1日以降国民健康保険に加入しており、平成12年度及び13年度の国民健康保険税を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険 料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和16年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和34年11月頃から35年2月26日まで

② 昭和35年4月21日から同年11月21日まで

私は、申立期間①について、昭和34年11月頃、失業保険を受給中に公共職業安定所の紹介でA社(現在は、B社)にC業務担当として入社し、35年2月26日にD社に入社するまで継続して勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

また、申立期間②について、D社を辞めてすぐにA社に再入社したので、被保険者資格取得日が昭和35年11月21日となっているのはおかしい。勤務していたのは確かなので、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A社における同僚の記憶から、申立人は、当時、同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当時、A社において社会保険事務を担当した者は、「当時は試用期間があり、その間は厚生年金保険には加入させなかった。」と述べている。

また、昭和34年12月頃にA社に入社し、35年2月25日にD社において厚生年金保険被保険者資格を取得している同僚は、「私は、A社にC業務担当として入社したが、私と申立人を含めて4人のC業務担当者と一緒にD社の面接を受けた。短期間で辞めたためにA社では厚生年金保険には加入できなかった。」と述べているところ、申立人と同様、当該面接を受けたという同僚3人には、A社における申立期間①の被保険者記録は無い。

申立期間②については、申立人が所持している厚生年金保険被保険者証に は、資格取得日が昭和35年11月21日と記載されており、当該被保険者証に 記載されている厚生年金保険被保険者台帳記号番号は、A社において同日に被保険者資格を取得した被保険者と連番で払い出されていることが確認できる。

また、当時、A社において社会保険事務を担当した者は、前述のとおり、「当時は試用期間があり、その間は厚生年金保険には加入させなかった。」と述べている上、申立期間②に同社において被保険者資格を取得した同僚のうち、自身の入社日を記憶している者の資格取得日は、入社したとする時期から4か月程度後であることが確認できる。

さらに、申立期間に係る厚生年金保険料の控除についての申立人の記憶は 定かではなく、このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除を うかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。